公立高等学校普通科通学区域の規則改正

本市の実情に合った特例措置を要望

県教育委員会は、学校選択幅の拡大等を目的に「県公立高等学校の通学区域に関する規則」の改正を行いました。これにより、平成十三年の高校入試から、公立高校普通科の通学区域（学区）の変更が実施される予定です。

しかしながら、このたびの改正は、本市の高校進学の実態からすると目的に沿った改正とは言い難く、本市としては、県や県議会に対して特例措置を講じられるよう要望しています。

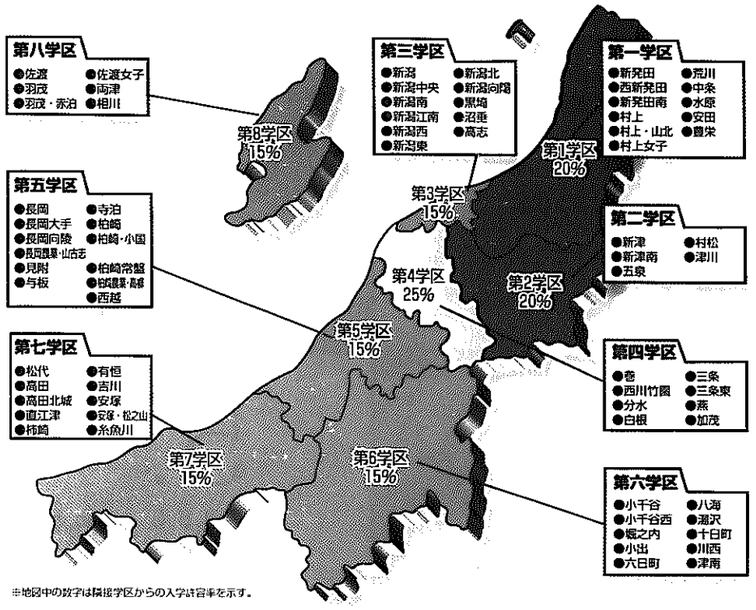

※地図中の数字は隣接学区からの入学許容率を示す。

通学区域	隣接学区	入学許容率
第1学区（新発田・村上）	第2・第3	20%
第2学区（新津・五泉）	第1・第3・第4	20%
第3学区（新潟）	第1・第2・第4・第8	15%
第4学区（三条・西蒲）	第2・第3・第5	25%
第5学区（長岡・柏崎）	第4・第6・第7・第8	15%
第6学区（魚沼）	第5・第7	15%
第7学区（上越）	第5・第6・第8	15%
第8学区（佐渡）	第3・第5・第7	15%

白根市の通学区域

全日制普通科の高校については、住んでいる地域ごとに受検できる高校が決まっています。これを通学区域（学区）といいます。

本市は三条・西蒲学区に所属していますが、町村合併前に各町村が所属していた学区（新潟学区の大郷村、鷲巻村、根岸村。三条・巻・新潟学区の共通区域であった白根町と小林村。新津学区の臼井村。加茂学区の庄瀬村。三条学区の新飯田村と茨曽根村）の経緯から共通区域が設定され、学区外の新潟学区と新津高校への受検が可能となっていました。

改正に伴う県内の通学区域の変更

これまでの通学区域は、昭和三十七年につくられたものです。約四十年が経過し、社会環境や教育に対する考え方などが変わってきていることから、通学区域の見直しが行われました。

このたびの「県公立高等学校の通学区域に関する規則」の改正に伴う通学区域の変更は、●学校選択幅の拡大を図る ●交通事情に配慮する ●生活圏域を踏まえる ●受検戦争が激化しないよう配慮する この四つを視点に行われたものです。

主な変更は、県内の通学区域が十学区あったものを八学区に。そして各学区に入学許容率を設け、その範囲内で隣接学区の高校へも入学できるようになり、県内二十八カ所の共通区域は廃止になりました。新しい通学区域と高校については、右表のとおりです。

本市は第四学区（三条・西蒲）。学区内の普通高校は、白根高校をはじめ八カ校で、原則として各校の募集定員から、入学許容率分を差し引いた七十五パーセントが入学できる定員です。また、隣接する学区の入学許容率は、第二学区（新津・五泉）が募集定員の二十パーセント、第三学区（新潟）と第五学区（長岡・柏崎）は募集定員の十五パーセントとなります。

●平成12年の進学状況

学校名	学科	定員数	入学者数
新潟	普通	360人	12人
新潟中央	普通	360	23
	食物	40	1
新潟南	普通	400	15
新潟江南	普通	280	13
	衛生看護	40	6
新潟西	普通	320	31
新潟北	普通	320	1
新潟向陽	普通	280	7
新潟工業	機械	80	8
	電気	40	3
	工業化学	40	4
	土木	80	5
	建築	40	5
	建築設備	40	3
新潟東工業	機械	40	1
新潟商業	商業	160	12
	会計	80	3
	情報処理	80	6
	国際教養	80	5
黒埼	普通	200	25
沼垂	普通	240	7
	家政	40	2
高志	普通	240	11
	機械	80	4
新潟学区計			213

学校名	学科	定員数	入学者数
新津	普通	320人	25人
	商業	40	10
新津工業	機械	40	3
	機械システム	80	1
	電気	40	5
	電子	40	1
新津・五泉学区計			45
巻	普通	360	4
巻農業	園芸	40	1
	食品流通	40	1
巻工業	電気	40	1
三条	普通	360	5
三条東	普通	360	5
三条商業	商業	200	4
	国際教養	80	1
三条工業	機械	80	3
	電子機械	80	1
燕	普通	240	4
加茂	普通	320	32
加茂農林	生産技術	120	4
	環境緑地	40	4
	農業経済	40	1
	生物工学	40	3
白根	普通	200	130
三条・西蒲学区計			204
吉川	醸造	40	1
公立高校合計			463

平成十二年の高校進学状況

今年三月に、市内の中学校を卒業した生徒数は五百七十五人。うち四百六十三人が、県内の公立高校へ進学しました。

進学状況を学区別に見ると、三条・西蒲学区へ進学した人は二〇四人（四十四・一パーセント）、新津・五泉学区へは四十五人（九・七パーセント）、新潟学区へは二百十三人（四十六・〇パーセント）、その他一人（〇・二パーセント）、公立高校進学者の約半数近くが新潟学区へ通学しています。

白根市における共通区域廃止の問題点

本市は、バス路線が唯一の公共交通網です。白根・新潟間は一日に二十本以上の運行がなされ充実していますが、ほかの路線は運行数が少なかったり、乗り継ぎが必要であったり、通学するにはとても不便な状況です。

第四学区内の高校でも、地域によっては通学可能な高校とそうでないところがあり、特に北部の根岸・大通地区からは、バス通学可能な高校は白根高校の一校だけです。

また、隣接学区への入学についても、鉄道が通っていないことなどから第五学区の高校へは通学できず、第二・三学区だけとなるのが現状です。

公共交通網の弱体化が大きな要因となって、学校選択幅の拡大等を目的とした入学許容率の導入は、本市の実情に合わないものとなっています。

特例措置を要望

本市としては、全県的な改正の方向については理解できるものの、通学区域変更の目的となっている「学校選択幅の拡大」「交通事情の配慮」「生活圏域を踏まえる」などは、本市にとっては当てはまりません。

このことから、調整区域の設定等により、第三学区（新潟）の全普通科高等学校と、第二学区（新津・五泉）の新津高等学校へは、それぞれの当該学区募集枠での受検が可能となる特例措置を、県や県議会に要望しています。